

第 12 回杉並区清掃審議会 記録

日 時	平成 14 年 4 月 19 日 (金) 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで	
場 所	杉並区役所西棟 6 階 第 5 ・ 第 6 会議室	
出席者	委 員	藤井会長、前田委員、石川委員、大石委員、花形委員、大橋委員、小池委員、 内藤委員、松原委員、くれまつ委員、とかしき委員 (11 名)
	区 側	環境清掃部長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、東清掃事務所長、西清掃事務所長、 清掃事業所長
事 務 局	清掃管理課清掃計画係長、清掃計画係主査、清掃計画係主事	
傍聴者数	1 名	
資 料	<p>杉並区環境清掃部組織改正一覧 (平成 14 年 4 月 1 日付)</p> <p>杉並区清掃審議会今後の開催スケジュール (案)</p> <p>杉並区集合住宅における廃棄物の保管場所の設置及び集積所の利用に関する指導要綱 (案)</p> <p>その他プラスチック製容器包装の分別タイプ別費用比較</p> <p>家庭ごみ有料化について</p> <p>杉並区一般廃棄物処理基本計画目次 (案)</p>	
議 題	<p>< 審議事項 ></p> <p>集合住宅におけるごみの排出対策について</p> <p>杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて</p>	
発言要旨	別紙のとおり	

第 12 回杉並区清掃審議会 発言要旨

発 言 者	発 言 内 容
会 長	開会する。 (午前9時30分) 本日の資料を説明願う。
清掃管理課長	資料確認
会 長	集合住宅におけるごみの排出対策について審議する。
清掃管理課長	前回に引き続き集合住宅ごみ排出対策について説明する。延べ面積 1,000 m ² 未満の小規模な集合住宅に関するごみの保管場所等の規制は、従前はワンルーム形式の集合住宅に係わるものだけであった。今後は要綱を整備し、ワンルーム形式に限らず小規模な集合住宅全般を対象として、 建築確認申請前に区長との協議を必要とし、 所有者、居住者等のごみの適正な排出に努める義務を負う旨を規定する。杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の改正と同様、 区民の権利義務にかかわる内容であり、ご審議願う。施行は、規則と同様、本年7月1日を予定している。
会 長	ご意見願う。
委 員	1,000 m ² 未満の建築物が集合住宅におけるごみの排出をめぐる問題の中心であった。規模によってきめ細かく分類し、実効性の高い要綱にするべきである。
会 長	収集方法等も含めて区民が協力できる仕組みを、行政と区民が共に努力して作るというスタンスをもっと色濃く打ち出すべきではないか。
委 員	特に所有者に対する指導を強化していくべきである。
環境清掃部長	現行の建築基準法上は、ごみの排出をめぐる事前協議の義務付けに関する規定は存在しない。したがって行政内部で都市整備部と連携を図ることにより、対応することが現実的であると判断した。
委 員	集合住宅における保管場所等の設置については行政が事前に関与する仕組みと受け止めるが、一方で集積所の設置に関する手続きを説明願う。
西清掃事務所長	集積所の設置に関しては、行政として指定するわけではなく、利用する地域住民が設置場所について協議をし、その合意をもとに管轄の清掃事務所に連絡していただいている。分散や移動も随時行なっているが、行政には指定する権限がない。一定の基準は設

<p>委員</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>けているが、それを担保するものはない。</p> <p>区民の観点からは、集積所のあり方に最も関心がある。集合住宅に関する施策と並んで、集積所についても行政がどこまで関与すべきか、しないのかを明確にする必要がある。</p> <p>今回の要綱（案）にいう「適正な排出ルール」についても明示すべきである。</p> <p>続いて一般廃棄物処理基本計画の見直しについて審議する。</p> <p>「家庭ごみ有料化」について説明する。有料化を考える際には、手数料徴収方法の問題がある。有料指定袋制を採用している自治体が多い。課金体系としては、単純従量制、一定量以下無料制（特定期間有効とするシールまたは指定袋を無料配布し、一定枚数を超えた段階ではじめて課金）に大別される。には、シール等の有効期間が満了後に余った分について報奨金を支払う仕組みを併用できる（ ）。ごみ量の推移をみる限り、よりも が減量効果は大きい。には「頑張った人にはメリットがある」というインセンティブが組み込まれており、減量効果が維持されやすい。しかし袋の配布費用や報奨金のためにコスト面では の方が高くなる。手数料収入としては の方が高い。</p>
<p>委員</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p>	<p>有料化を実施した場合、それが原因で消費が低下した自治体はない。したがってごみ排出量そのものが減少すると考えられる。行政がリサイクルプログラムを用意したものは減量化が可能である。有料化とリサイクルプログラムを核とすれば、効果が期待できる。ただし、経費を税金という形ではなく、ごみを出す人が応分に負担する方式が好ましい。有料化を導入することにより、ごみ処理コストについて住民の関心が高まり、自治体がコストを公開する契機にもなる。</p> <p>ごみ量をコントロールするにはペナルティまで必要である。有料化だけでは難しい。公平性をどう保つかについても議論が必要である。</p> <p>住宅地と商業地が混在していると、事業者が家庭ごみに事業系ごみを混入する。有料化することにより、排出マナーが徹底され、事業系ごみが増加すると考えられる。</p> <p>新住民を受け入れるコミュニティが充実しているために資源回収量が増加した自治体もある。集団回収に対する区の見解を説明願う。</p> <p>資源の日を設けてから回収量は増加したが質は低下している。集団回収に対する報奨金をPRする方法もある。</p>

環境清掃部長	コストとしては集団回収の方が低く、品質も良い。今後集団回収を拡大していきたいと考えている。
委員	環境学習の一環として、集団回収に子供たちを関わらせたい。
委員	資源については、行政側が用意したものよりも、集団回収という別のルートの方が効果を上げているという現実がある。既存の廃棄物行政の枠から除外し別事業として進めていく必要があるのではないかと。
環境清掃部長	効率を考えると、資源化事業と清掃事業は一体的に行う方がよいが、両者の関係について今後は整理していく必要がある。
委員	資源については、物質の流れから考えると、資源化することによりごみは減るという関係にあるので、廃棄物行政であるといえる。しかし経済面を考えると、集めれば報奨金をもらえるという点で有料化の逆である。報奨金制度など、資源を出す人に満足度があると資源の質も高い。住民にフィードバックできる工夫が必要である。
委員	集団回収の単位を10世帯に下げたことで活動しやすくなった面もある。
会長	集団回収を含めて市民発意の仕組みができれば、あとは第三者による評価機関を用意すれば良いのではないかと。一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたっての一つの柱である。ただ、集団回収を地域コミュニティの再生と結びつけるのは困難ではないかと。
事務局	次いで「その他プラスチック製容器包装の分別タイプ別費用比較」について説明する。可燃ごみや不燃ごみに含まれるプラスチックを分別とした場合、可燃・不燃それぞれのごみ量が変わることに伴い、コストも変動する。収集頻度は、可燃ごみが週2回、不燃ごみ、資源及びプラスチックは週1回収集とし、乗車定員は可燃・不燃が3人、資源が2人を想定している。プラスチック全般を収集、その他プラスチック容器を収集、特定のその他プラスチック容器を収集、に分けて試算した。人件費の一部は固定費とし、設備費は変動費である。
委員	資源ごみ収集分として乗車定員を1人削減したため、全体的にコストが下がったと考えられる。プラスチックを焼却しない量をコスト計算に取り込む手法もある。
会長	「燃やして二酸化炭素が多く排出されるならばそれはコストが高い」というコストの考え方について現在議論があるが、杉並区のコストを算出するにあたり考慮して良いので

事務局	<p>はないか。</p> <p>「杉並区一般廃棄物処理基本計画目次(案)」について説明する。今後具体的に一般廃棄物処理基本計画の作成に入るうえで想定される事柄や課題を整理したものである。</p>
会長	<p>最終答申にあたっては、将来の不確実な要素を踏まえたうえで、計画で決めておくべきことと、方向性を示し今後の検討に委ねる部分との双方を示すこととしたい。従来計画とはその点で異なることとなるがいかがか。</p> <p style="text-align: center;">一同了承</p>
会長	<p>次回は5月17日に開催し、審議会の場で区民と対話する機会とする。</p> <p>会議を閉じる。</p> <p style="text-align: right;">(午前11時30分)</p>